

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	うるま市 滞納管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、滞納管理事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納管理事務
②事務の概要	うるま市では、地方税法に基づき、固定資産税、個人住民税、軽自動車税の徴収に関する事務を行っている。 ①納付状況を管理し収納額や滞納額を把握する。 ②納付書を再発行する。 ③納期限までに納付がない場合、督促状を発送する。 ④滞納者へ催告を行い、納税相談、分納誓約を行う。 ⑤延滞金を徴収する。 ⑥差押や交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦不納欠損処理を行う。
③システムの名称	THINK TAX 滞納管理システム→THINK CreMaS Advance 滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所財務部納税課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-1099
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・自庁システム側で業務を行う上で必要最小限の範囲となるよう職員のアクセス権限を設定している。 ・窓口対応において、本人(及び代理人)の確認を徹底している。 ・差し押さえ調書等の書類は発送前に担当者、係長、課長が誤りがないか確認し、発送している。 ・文書取扱規定に基づいた適切な文書廃棄を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	判断の根拠についてはIV8.と同じ。 目的を超えた紐づけや権限のない者による不正利用等はシステムの権限設定等により対策が行われている。しかし、当該システムを使用する職員の人為的ミスは常に発生する可能性があり、作成した資料を関係各所に送付すること多いため、従業者に対する教育・啓発を最優先対策とした。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月15日	I 5②所属長	課長 山根 晃	課長 山内 盛満	事後	評価見直し
令和1年5月15日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月15日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月15日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月10日	I 5.②所属長	課長 山内 盛満	課長 中村 朝光	事後	
令和3年6月10日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月10日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年6月24日	I 5①部署	総務部納税課	財務部納税課	事後	
令和4年6月24日	I 5②所属長の役職名	課長 中村 朝光	納税課長	事後	
令和4年6月24日	I 5⑧連絡先	うるま市役所総務部納税課	うるま市役所財務部納税課	事後	
令和4年6月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和5年6月16日	I 5 請求先	うるま市役所総務部総務課	うるま市役所総務部総務政策課	事後	
令和6年12月25日	I 1. ③システムの名称	THINK TAX 滞納管理システム	THINK TAX 滞納管理システム→THINK CreMaS Advance 滞納管理システム	事前	
令和6年12月25日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表第一第16項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表第24項	事後	
令和6年12月25日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業	無し	新設「人手を介在させる作業」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月25日	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	無し	新設「最も優先度が高いと考えられる対策」の 追加記載	事後	様式変更に伴う変更